

諏訪市広告マット設置事業者募集概要

この募集概要は、諏訪市広告マット設置取扱要領（以下「要領」といいます。）において市長が別に定める事項等を掲載します。諏訪市役所本庁舎の広告入り足拭きマット（以下「広告マット」といいます。）の設置申し込みをされる方は、要領及びこの募集概要をよく読み、次の各事項を承知の上、お申込みください。

1 設置場所

所在地 長野県諏訪市高島一丁目 22 番 30 号
設置場所 諏訪市役所本庁舎 正面玄関、裏玄関（風除室、ロビー自動ドア前）
開庁時間 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
使用者数 令和 4 年 3 月から令和 5 年 3 月までの自動ドア開閉回数
正面玄関約 25 万回、裏玄関約 10 万回
初夏から初秋までの期間で開放した場合は、回数に計上されません。
設置者数 1 者

2 規格

サイズ 縦 180cm 程度、横 150cm 程度
形状 長方形
数量 設置用 4 枚、交換用各 2 枚、合計 6 枚
設置期間 1 ヶ月を単位として、最長 12 ヶ月、決定した設置期間の年度の 3 月 31 日まで。引き続き設置するには、次回の募集へ応募が必要です。

広告スペース

全面を広告とし、1 枚に複数の広告を掲載できます。
広告マットの四隅のいずれか 1 箇所に、縦書き又は横書き 1 文字 1 辺 7 cm 程度の大きさで「諏訪市有料広告」の文字を入れます。

機能 吸水・保水機能、吸塵能力、すべり止め機能があり、フロアが水でぬれることがないもの。車椅子等の通行に支障のない形状・素材のもの。固定器具を要しないこと。

3 維持管理

交換期間 概ね 10 日ごと開庁日に以下の周期で維持管理を行う。

- ①ロビーに設置のマットを風除室に移動する。
- ②風除室に設置のマットを回収し洗浄する。
- ③洗浄したマットをロビーに設置する。



- ・ 広告マットが清掃、物品の搬入、催事等に支障がある場合は、市が一時的に撤去し、事後に設置場所に戻します。

4 費用

広告マットの製作、設置、撤去及び維持管理並びに広告募集等に係る一切の経費は、設置者の負担とします。

広告料 1枚月額3,000円（消費税及び地方消費税込み、当初に一括納入）

納入額 3,000円/月 × 4枚 × 設置月数

5 申込方法・決定の通知

次の書類各1部を取りまとめて提出してください。提出された書類は、返却しません。要領に基づき広告原稿案、設置者及び広告主の審査を行い、設置可否を全提出者へ通知します。2者以上の申込があった場合は、要領第7条に基づき決定します。設置者は、市ホームページに広告申込先として掲載します。

- ・「諏訪市広告マット設置申込書」（様式第1号）
- ・広告の原稿案（A4サイズ、カラー）
- ・申込者の事業内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）
- ・広告主の事業内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）
- ・申込者の市税に係る納税証明書
- ・広告主の市税に係る納税証明書

申込期限 令和6年2月22日（木） 午後5時15分まで

提出方法 平日午前8時30分から午後5時15分までの間に担当係に持参
（郵送、FAX、Eメールでの受付は行いません。）

提出先 諏訪市役所 総務課 庁舎車両管理係

6 広告掲載の申込

申込方法 市ホームページに公開する設置者へ直接申し込んでください。

費用 設置者にお問合せください。

7 お問い合わせ先

諏訪市役所 総務課 庁舎車両管理係

〒392-8511 諏訪市高島一丁目22番30号

電話 0266-52-4141 内線 336

FAX 0266-57-0660

Eメール soumu@city.suwa.lg.jp